

女性活躍推進法に基づく行動計画

「女性活躍推進法」の制定に伴い、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するとともに、働きがいのある環境整備を行うため、次のように行動計画を策定しています。

計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

内容

仕事と子育てを両立しやすい職場作りに取り組み、長く働き続けることのできる環境作りを目指します。

目標①

管理職（課長以上）に占める女性割合を60%以上にする

【取組内容】

男女公正な昇任制度となっているかを検証し、必要に応じて基準の見直しを行っていく

目標②

発生有給休暇取得率を85%以上にする

【取組内容】

有給休暇取得状況をモニタリングし、取得が進んでいない職員情報を管理職へ提供し、意識啓発をはかる